

第3号基準(排水水)

特定悪臭物質名 (全4物質)	臭気強度に対応する濃度(ppm)			においの特徴	主な発生源
	A区域	B区域	C区域		
	臭気強度 2.5	臭気強度 3.0	臭気強度 3.5		
排水水量が0.001m3/秒以下の場合					
メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化成場、し尿処理場
硫化水素	0.1	0.3	1	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.3	2	6	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化成場、し尿処理場
二硫化メチル	0.6	2	6		
排水水量が0.001m3/秒を超え、0.1m3/秒以下の場合					
メチルメルカプタン	0.007	0.01	0.03	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化成場、し尿処理場
硫化水素	0.02	0.07	0.2	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.07	0.3	1	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化成場、し尿処理場
二酸化メチル	0.1	0.4	1		
排水水量が0.1m3/秒を超える場合					
メチルメルカプタン	0.002	0.003	0.007	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化成場、し尿処理場
硫化水素	0.005	0.02	0.05	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.01	0.07	0.3	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化成場、し尿処理場
二酸化メチル	0.03	0.09	0.3		